

福島市行政改革に関する提言

—総合計画・復興計画の実現をはかる行政評価のしくみ構築に向けて—

平成25年1月30日

福島市行政改革推進委員会

| | | |
|-----|------------|-----|
| 委員長 | 田村 | 廣 |
| 委員 | 佐藤 | 玲子 |
| | (委員長職務代理者) | |
| 委員 | 岩崎 | 由美子 |
| 委員 | 小原 | 治恵 |
| 委員 | 佐藤 | 瑞勢 |
| 委員 | 阿吾 | 津子 |
| 委員 | 深山 | 二樹 |
| 委員 | 紺川 | 彬 |
| | 野 | 淳 |

1 はじめに

地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい中、とりわけ本市においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災、特に福島第一原子力発電所の事故により、社会環境や市民の意識が大きく変化しています。

本市の人口は、震災前の平成23年2月末時点では約29万2千人であったものが、平成24年12月末には約28万6千人（△6千人・△2%）に減少し、また、市外への避難者は、平成24年10月末時点で約7千人にのぼり、人口減少による経済や財政などへの影響が懸念されます。さらに、市税収入では、平成19年度に約406億円だったものが、平成23年度では約383億円（△23億円・△6%）に減少し、平成24年度は固定資産税の大幅な減額が見込まれるなど、本市の税収確保も非常に厳しい状況となっております。また、国の復興関係への予算配分もいつまでも続くわけではなく、先行き不透明な状態です。

福島市行政改革推進委員会は、簡素で効率的な行財政運営の推進を図るため、行財政運営の見直しに関する基本的事項について協議し、市長に提言を行うことを所掌事項としております。第8期目にあたる本委員会では、平成23年2月に策定された「福島市行政改革大綱2011」及び同大綱の行動計画として平成24年2月に策定された「福島市行政改革推進プラン」について協議し、特に、成果を重視した行政運営を推進するために市が導入を予定している行政評価を中心に協議を行ってまいりました。

本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまでの行政運営のあり方を見直す必要があることから、本委員会では、平成24年度に実施した「行政評価モデル事業」の結果を踏まえ、平成25年度からの本格的な導入へ向けて、提言を行うものです。

2 行政評価モデル事業の実施について

平成24年度に実施した行政評価モデル事業については、「平成24年度行政評価モデル事業実施要領」に基づき、平成23年度総合計画・復興計画事業のうち33事業の事後評価、平成24年度総合計画・復興計画事業のうち81事業の中間評価を実施しました。

本委員会では、事後評価対象事業のうち4事業について、外部評価委員として行政改革アドバイザーと共に担当課ヒアリング及び外部評価に参加いたしました。

3 行政評価のしくみ構築へ向けた提言

（1）行政評価導入の意義

①事務事業の改善

どのような事務事業でも、改善点のない事業はありません。民間では、改善点が多いほど高い評価となります。担当課及び市民からの評価により、多くの改善点があるはずであり、事務事業の改善を導く手段として行政評価を導入すべきです。

②職員の意識改革

これまでの仕事のやり方、仕組みを変えること、職員のこれまでの意識を改革し、サービス業としての意識や経営的な視点によるコスト意識を醸成することが、行政改革です。行政評価導入により、市民に対し、事業内容をわかりやすく説明するだけでなく、市民からの要望等も十分に検討し、協働の意識の醸成に積極的に取り組むことが必要です。また、職員研修や職員提案制度の充実により、事務改善を自由に提案できる環境づくりも職員の意識改革には必要です。

③予算への活用

行政評価が、評価のための評価になってはいけません。行政評価モデル事業でも取り組まれているように、「事後評価」「中間評価」を予算に活用することが必要であり、予算の決定過程を市民に「見える化」する一つの方法として、行政評価を導入すべきです。

(2) 行政評価のしくみ構築にあたって検討すべき事項

①評価対象事業

評価対象の選定にあたっては、一部の市民のみを対象とした事業、長期におよぶインフラ整備や国・県の補助事業等は評価項目にそぐわない面があり、評価そのものが難しいため、選定のあり方を検討すべきです。

②評価シート

P D C A サイクル※がうまく機能するよう、事業年次計画の段階でできるだけ細かく数値を用い、事業実施後の成果検証へつなげられる内容に検討すべきです。

また、評価の評点と、事業の改善方向に直接的な関連がないため、評点については廃止を含め今後検討すべきです。

③事業の方向性

例えば、ある事業について継続と判断するにしても、もっと改善をしながら継続するといった意味合いのものがあります。事業を行えば必ず問題は起きるはずであり、その問題を浮かび上がらせることができるよう、事業の方向性の定義付けを検討すべきです。

④市民への公表

行政評価の取り組みについて一般市民に分かりやすく知らせるため、市政だよりや市ウェブサイト等に掲載するほか、事業説明会や各自治振興協議会などの機会を活用し周知するしくみを検討すべきです。

⑤外部評価

行政評価は、事務事業の実施についてどのように「問題点」を見出し、どのような「改善」を考え「提言」し次に活かすかが大事であり、外部評価は、担当課での評価により出された「問題点・改善・提言」に対し評価するよう、しくみを検討すべきです。

※P D C A サイクル：立案・計画（Plan）、実施（Do）、検証・評価（Check）、改善・見直し（Action）を一貫して実施することにより、事務事業の維持・向上及び改善活動を推進するマネジメント手法の一つ。

(3) 行政評価推進に向けての検討事項

行政評価のしくみを構築しても、それを継続し、実効性のあるものにしていかなければ意味がありません。各部署内の意思疎通を図ることが重要であり、各部門トップと職員間のコミュニケーションの充実を図ることや、表彰制度の導入、行政評価実施後の市民からの問い合わせに対し組織全体で対応する体制づくりを検討すべきです。

4 おわりに

行政評価を実際に進めるのは「人」です。職員が行政評価に真剣に向き合い、事務事業の「問題点」や「改善策」を、職員が自ら発見し、提起できる職場環境をつくり上げてこそ、行政評価が価値のあるものになることでしょう。

さらに、本市の厳しい財政状況の中では、簡素で効率的な行政運営がさらに重要になってくることから、行政評価により事務事業の優先順位をしっかりと見極め、無駄を点検し、その成果を市民が享受できるよう、積極的な情報提供を望むものであります。